

# 岡山地域労働組合ニュース

No.157  
2019年  
12月27日

《連絡先》岡山市北区春日町5-6 岡山県労働組合会議内 Tel086-221-0133  
E-mail:okakenro@mx1.tiki.ne.jp URL:http://ww1.tiki.ne.jp/~okakenro/tiiki/01\_top.htm

## 山崎製パンは派遣途中解除をやめよ！ 低賃金外国人労働者を雇用-労働局に申告

12月26日、岡山地域労組組合員が総社市にある山崎製パン（岡山工場）と派遣会社ウィルオブ・ファクトリーが労働者派遣法に違反していると岡山労働局に申告しました。

### 派遣契約を途中で解除し、低賃金の 外国人実習生とワーキングホリディを雇入れ

山崎製パン岡山工場には、正規労働者（約800人）、パート労働者（約600人）とアルバイト、派遣労働者などがいます。

山崎パンは組合員ら18人を派遣している派遣会社に、12月20日で派遣契約を途中解除すると11月に通告しました。既に2020年1月までの派遣契約が結ばれていましたがこれを12月20日で派遣終了としました。

一人が地域労組に加入して山崎製パンと派遣会社に団交を申し入れ、派遣契約期間までの派遣と契約途中解除の理由の説明などを要求しました。山崎製パンは2020年1月から外国人実習生20人、「文化や生活様式を理解する」ための「ワーキングホリデー」者11人が来る、更に5月に30人が来る、これは全社的に進めようとしていると話しました。

### 異議をいう組合員だけ「派遣を延長」と回答

これに対して山崎製パンは「組合員だけの派遣を2020年1月の契約満了時まで延長する」と説明し、派遣会社は「労働者遣契約の解除は行わないこととした」ため派遣を1月満了時まで継続すると回答しました。派遣会社はこの変更時に、これまでの31日単位の派遣契約期間をダブ



総社市の山崎製パン岡山工場

らせて、派遣法が定める「30日以内の派遣禁止」（日雇い派遣）をごまかしていました。

### 派遣契約途中解除には 「やむを得ない事由」が必要-労働契約法

労働契約法16条では解雇は「合理的な理由と社会通念上の相当性」が必要です。派遣など有期契約解除は更に17条で「やむを得ない事由」が必要とされ、裁判でも「特段の事情」がないとして解除が無効となっています。山崎パンの派遣労働者は時給1150円、パート労働者は時給1000円、外国人労働者も同程度の賃金です。

山崎製パンに会社の危機はなく低賃金の労働者に入れ替えるための派遣契約途中解除です。「特段の事由」のない派遣契約途中解除、派遣労働者の特定行為禁止、30日以内の派遣禁止などが派遣法違反と申告しました。さらに団体交渉を求めています。

## パチンコ景品交換協進商会は 不当な就労拒否と団交拒否をやめよ！

パチンコ景品交換(有)協進商会は1日14時間の交換業務を「委託契約」としていましたが、これが偽装請負として労働局から是正指導がありました。組合に加入した労働者が未払い残業の支払いをさせました。その後会社は1日6時間の夜勤のみを提示。これを拒否して団交を申し入れ。会社は団交を拒否し仕事もさせません。県労委への申立なども含めてたたかいをすすめます。